

対象確認フローチャート

令和7年1月1日時点で、松茂町に住民登録がある。または、住登外課税されている。



令和6年分所得税と令和6年度個人住民税所得割が、定額減税前でどちらも0円である。



下記の低所得世帯向け給付金の世帯主や世帯員に該当した。

- ・R5非課税(均等割のみ課税)世帯への給付金
- ・R6新たに非課税(均等割のみ課税)世帯となつた世帯への給付金



いいえ

【対象外】

低所得世帯向け給付金の対象であった方は対象外です。



令和6年分所得税または令和6年度個人住民税所得割において、定額減税しきれない額が1円以上発生している。



【対象外】

定額減税しきれているため対象外です。

はい

以下のいずれかに当てはまる。

- ・青色事業専従者
- ・事業専従者(白色)
- ・合計所得金額が48万円を超えてる。

いいえ



【対象外】

扶養親族として定額減税の対象となっている等の理由により対象外です。

はい

はい

【対象外】

当初調整給付から不足額が発生していないため対象外です。

いいえ

令和6年度当初調整給付金を松茂町から受給した。

いいえ



「支給確認書」を送付します。

「支給のお知らせ」を送付します。

必要事項を記入の上、本人確認書類・口座情報の写し等必要書類を貼付し、返信用封筒により返送してください。

確認書受領後3週間程度で指定の口座に振り込みます。

振込口座の変更等がなければ手続きは不要です。

変更等のある方以外は、9月10日に振込みます。

※該当すると思われる方で「支給のお知らせ」または「支給確認書」が届かない方は調整給付金室にご連絡ください。